

五泉市放任果樹伐採補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人里に出没するクマ(以下「鳥獣」という。)による人身被害などを防止するため、町内会等が誘引防止対策として行う管理されていない果樹等(以下「放任果樹」という。)の伐採処分を行うものに対し、予算の範囲内において五泉市放任果樹伐採補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、五泉市補助金交付規則(平成18年五泉市規則第48号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「事業主体」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内会
- (2) 農家組合
- (3) 市内に住所を有する者で、かつ申請時において市税等を滞納していない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、事業主体が行う放任果樹を伐採する事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 鳥獣の出没を防止するために行う伐採であること。
- (2) 市内にある放任果樹を根元から伐採すること。
- (3) 伐採について所有者の書面による同意があること。
- (4) 出荷用として栽培している果樹ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、国、県及び市その他事業の補助制度を受ける又は受ける予定である事業は、補助対象としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる補助対象事業に要する経費とする。

- (1) 作業に用いる機械等の賃料、燃料等に係る経費
- (2) 作業を行った者への賃金、謝礼等に係る経費
- (3) 伐採した放任果樹の処分に係る経費
- (4) 作業の委託に係る経費
- (5) 前各号に掲げる経費のほか、市長が特に認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費（税抜き）の2分の1以内とし、1本あたり5万円を上限として2本を限度とする。

なお、当該年度において同一事業主体（同一世帯含む）につき申請は1回までとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請等)

第6条 事業主体は、事業実施前に別記様式第1号（五泉市放任果樹伐採補助金交付申請書）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請について、変更等が生じた場合は遅滞なく市長に届け出なければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、補助金交付の可否を別記様式第2号（五泉市放任果樹伐採補助金交付（不交付）決定通知書）により事業主体に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 事業主体は、前条の規定による通知を受けた申請を取下げようとするときは、別記様式第3号（五泉市放任果樹伐採補助金交付申請取下げ書）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による取下げの申請があった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び検査)

第9条 事業主体は、事業が完了したときは、事業完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第4号（五泉市放任果樹伐採補助金実績報告書）により市長に報告しなければならない。ただし、市長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業主体に対して必要な報告を求め、現地調査、又は帳簿その他関係書類等を検査することができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、審査のうえ補助金の額を確定し、別記様式第5号（五泉市放任果樹伐採補助金の額の確定通知書）により事業主体に通知する。

(補助金の支払い)

第 11 条 市長は、額が確定された後に補助金を交付するものとし、事業主体は別記様式第 6 号（五泉市放任果樹伐採補助金請求書）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 0 日から施行する。

(この要綱の失効)

第 2 条 この要綱は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付された補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。